

令和4年度 安芸太田町体験事業者利用支援補助金

1. 事業の概要

新型コロナウイルス感染症の影響による入込観光客数の減少に伴う売上減少に加え、原油・物価高など経費の増大で大きな影響を受けている安芸太田町内の観光事業者に対し、新たなメニュー開発により入込観光客数の増加を促し、町域内の経済波及を高めることにより観光消費額の増加を図るため、安芸太田町体験事業者利用支援補助金として、体験料の半額を補助します。

2. 補助対象

交付要綱に基づく体験プログラムの正規料金の1/2
※体験内容に飲食が含まれる場合は対象外とします。

3. 対象事業者

- (1) 安芸太田町内で事業を行う体験事業者
- (2) 町税の滞納のない者
- (3) 徹底した感染症対策を講じた上で、支援事業による割引を積極的に広告し誘客に努める者

4. 事業申請受付期間

一次申請：令和4年12月15日（木）から令和4年12月21日（水）まで
※予算の残余があれば、一次申請締切日以降も随時受付
ただし、予算がなくなり次第、受付を終了

5. 申請書類

- (1) 実施申請書（令和3年度の誘客実績の分かる書類 含む）
- (2) 事業の内容が分かる書類（対象の事業者の概要・体験内容など）
- (3) 感染症対策が分かる書類
※アルコール消毒、飛沫飛散防止パネル設置、検温実施などの写真でも可
- (4) 町税の完納証明書

6. 補助金額

- (1) 町が、予算の範囲内で各事業者からの申請により予算を割り振ります。
※ただし、予算の残余をなくすため、月毎利用実績書による消化率の把握と事業者ヒアリングを実施し、対象期間中に交付額を調整する場合があります。
- (2) 事業終了後、事業者から提出された完了実績報告書をもとに、交付すべき補助金を確定します。

7. 対象期間

交付決定された日から、令和5年2月28日（火）まで
※ただし、事業者に割り当てられた予算額がなくなり次第、終了

8. 実績報告

- (1) 月毎利用実績報告：毎月末締め、翌月5日までに提出
- (2) 完了実績報告書：事業者の事業終了日から7日以内に提出
※令和5年2月28日（火）まで事業を行った場合は、令和5年3月6日（月）までに提出【必着】

9. 利用者への条件

- (1) 1人につき1枚「利用証明書」の記入・提出を必須とします。
- (2) 他の割引との併用や、国・県・市町村等が発行した金券・クーポン券（「あきおたまるごと周遊クーポン」など）での支払いはできません。

申請受付窓口（郵送・持参） / 問い合わせ窓口

〒731-3810
広島県山県郡安芸太田町大字戸河内784番地1
安芸太田町役場産業観光課
電話 0826-28-1961